

はじめに



日本は少子高齢化が進み、世界に先駆けて人口減少社会に突入しています。この状況下で国は、男女共同参画社会の実現を21世紀における最重要課題として位置付けており、また、社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点からも極めて重要として、社会全体で取り組むべき課題と捉えています。

当町においても、第4次蟹江町総合計画の中で、性別に関わりなく、男女が互いにその人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を重要な課題としています。しかし、男女を取り巻く課題は複雑です。教育の場においては男女平等の意識が高くとも、社会に出ると男性優遇感が高くなるという現状があり、結婚や出産を迎えると、働く意欲があっても働けない女性が多くいます。こうした働きたいという意欲を持った方を働けるようにするためにも、子育て支援サービスなどを充実させていく必要があります。それとともに、これまでの男性中心型の社会を見直し、男性が仕事だけではなく、家庭や地域へも積極的に参加していくように促していかなくてはなりません。このような現状を踏まえて、女性も男性も性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮し活躍できるようにしていくために、アンケート調査や住民参加型のワークショップを開催し、住民の皆様の意見を反映した「蟹江町男女共同参画プラン」を策定しました。

このプランの基本理念となる「女性も男性もともに輝くまち かにえ ~ だれもが個性と能力を発揮できる社会へ ~」の実現に向けて、4つの基本目標と12の重点目標を掲げ、13の数値目標の達成を目指して、40の事業に取り組んでまいります。実現するためには、行政はもちろん、町民・地域団体・事業者・各種法人・関係機関等が一体となって取り組むことが重要でありますので、皆様のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定に当たりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました策定委員会の委員の皆様、アンケート調査やワークショップ等にご協力いただきました町民・事業者の皆様、関係諸団体の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成29年3月

目 次

第1章	プラ	ランの策定にあたって	1
	プランの	策定の背景	4
第2章	蟹江	L町の男女共同参画を取り巻く現状	5
2	アンケー	-タから見える現状 -トから見える現状	11
第3章	プラ	5ンの基本的な考え方2	2
		≩	
		票	
第4章	プラ	ランの内容2	25
基本	目標 1	男女共同参画社会に向けての意識改革	25
基本	目標2	家庭・地域における男女共同参画の推進	27
-	目標3	男女がともに働きやすい社会づくり	
基本	目標4	安全・安心に暮らせる社会づくり	32
第5章	プラ	ランの推進3	35
1	協働によ	よる計画の推進 (35
2	計画の推	・ 進進体制と評価	35

参考資	3料	36
1	数値目標一覧	36
2	主な事業一覧	37
3	策定経過	39
4	策定委員会の設置	40
5	策定委員会委員等名簿	41
6	用語解説	42
7	関連法	45



プランの策定にあたって

1 プラン策定の背景

人口減少の進展や人口構造の変化は、社会の担い手不足を引き起こし、地域のコミュニティ機能の低下や、経済成長の鈍化、財政・社会保障制度をめぐる環境の悪化など社会に 大きな影響を及ぼすことが予想されます。

このような中、潜在的な力として女性をはじめとする様々な人材の活躍への期待が高まっています。しかし、家庭・地域・社会における男女の固定的な性別役割分担意識はいまだに根強く残っているのが現状であり、解決しなければならない課題が多く存在します。

男女が性別に関わりなく、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮でき活躍できる男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに多様な生き方を選択でき、お互いが対等なパートナーとして協力し合うことができる社会環境づくりが必要です。

そこで、男女を取り巻く課題の解決に向け、蟹江町の地域課題やアンケート調査の結果を踏まえ、蟹江町における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に取り組む指針として、「蟹江町男女共同参画プラン」を策定します。

(1) 国の動き

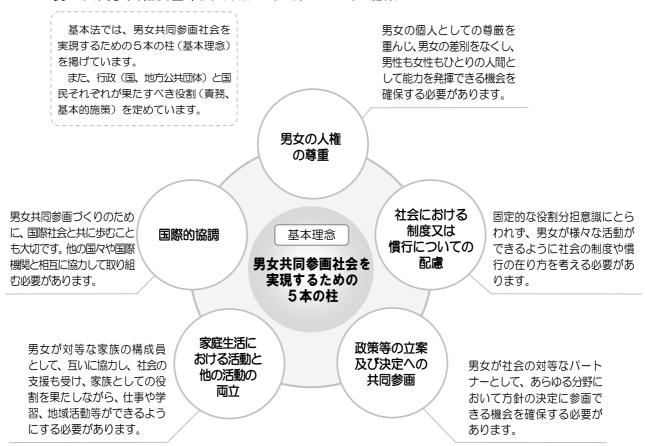
国は、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」という。)を制定し、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における最重要課題として位置付けています。基本法に基づき、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、以下の4つを目指すべき社会とし、その実現を通じて、基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会

④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

また、平成28年4月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が施行され、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図っています。

男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日公布・施行)



国・地方公共団体及び国民の役割

国の責務	地方公共団体の責務	国民の責務
●基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定	●基本理念に基づき、男女共同参 画社会づくりのための施策に取 り組む	●男女共同参画社会づくりに協力 することが期待されている
●積極的改善措置を含む男女共同 参画社会づくりのための施策を 総合的に策定・実施	●地域の特性を活かした施策の展開	

出典:内閣府男女共同参画局

男女共同参画社会のイメージ図

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

- ●女性の政策・方針決定過程 への参画が進み、多様な人材 が活躍することによって、経済 活動の創造性が増し、生産性 が向上
- ●働き方の多様化が進み、男 女がともに働きやすい職場環 境が確保されることによって、 個人が能力を最大限に発揮

家庭生活の充実

- ●家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、家族のパートナーシップの強化
- ●仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

- ●男女がともに主体的に地域 活動やボランティア等に参画 することによって、地域コミュ ニティーが強化
- ●地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現



ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で 展開でき、男女がともに夢や希望を実現

出典:内閣府男女共同参画局

(2) 県の動き

県は、平成13年3月に、県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画「あいち男女共同参画プラン21~個性が輝く社会をめざして~」を策定するとともに、平成14年4月に「愛知県男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会を形成するための様々な施策を総合的・計画的に推進しています。平成28年3月に「あいち男女共同参画プラン2020」を策定し、重点目標として「男女共同参画社会に向けての意識改革」、「あらゆる分野における女性の活躍の促進」、「安心して暮らせる社会づくり」を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を効果的に進めています。

.

2 プランの位置付け

本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、「市町村男女共同参画基本計画」として位置付けます。

国の第4次男女共同参画基本計画、県のあいち男女共同参画プラン2020、町の第4次 蟹江町総合計画との整合性を図りながら男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進す るための指針として策定します。

また、本プランの「基本目標3 男女がともに働きやすい社会づくり」は「女性活躍推進法」を、「基本目標4 安全・安心に暮らせる社会づくり」は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を反映させたものとします。

3 プランの期間

プランの計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

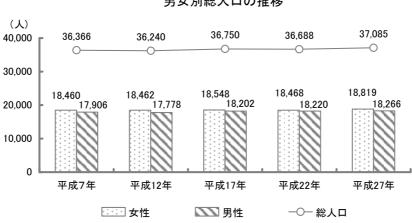


蟹江町の男女共同参画を取り巻く現状

1 統計データから見える現状

(1) 人口の状況

蟹江町の人口は、ほぼ横ばい状態が続いており、平成27年では37,085人となっています。また、人口を男女別にみると、男性よりも女性が多い傾向が続いています。

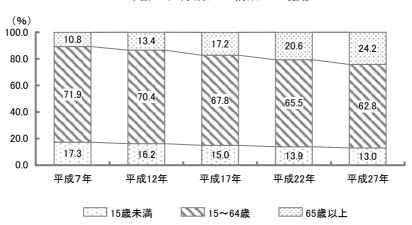


男女別総人口の推移

資料:国勢調査

.

年齢別人口は、15歳未満人口及び15歳以上65歳未満人口の割合が減少する一方、65歳以上人口の割合は増加しています。



年齢3区分別人口構成比の推移

(2) 世帯の状況

蟹江町の一般世帯数は増加しており、平成27年では14,958世帯となっています。また、 一世帯あたりの人員は減少しており、平成27年では2.46人となっています。

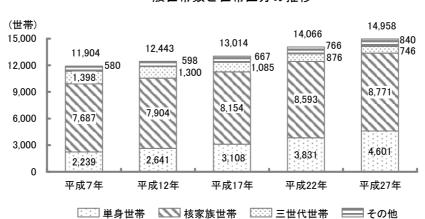
(人) (世帯) 14,958 14,066 15,000 5.0 13,014 12,443 11,904 12,000 4.0 9.000 3.0 3.04 2.90 2.74 2.58 6,000 2.0 2.46 3,000 1.0 0 0.0 平成7年 平成12年 平成17年 平成22年 平成27年 □ 一般世帯数 一〇一一世帯あたりの人員

一般世帯数と世帯人員の推移

資料:国勢調査

.

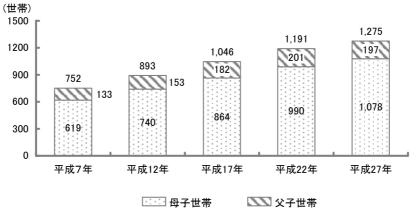
世帯区分をみると、単身世帯、核家族世帯が増加しています。平成27年では、単身世帯が4,601世帯、核家族世帯が8,771世帯となっています。



一般世帯数と世帯区分の推移

ひとり親家庭の推移をみると、年々増加しています。特に母子世帯が大きく増加し、平成7年の619世帯と比べ、平成27年には1,078世帯と、約1.7倍増加しています。

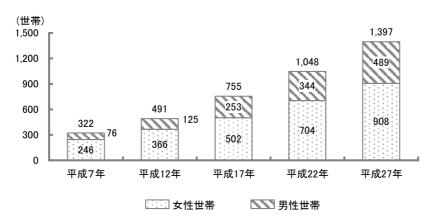
ひとり親家庭の推移



資料:国勢調査

高齢単身世帯の推移をみると、年々増加しており、平成27年には1,397世帯となっています。平成7年と比べると、1,000世帯以上増加しています。

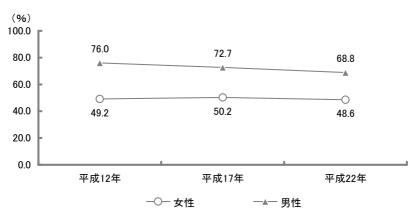
高齢者単身世帯の推移



(3) 就業の状況

就業率を男女別にみると、いずれの年も男性が女性を上回っており、平成22年では男性が68.8%、女性が48.6%と、20.2ポイントの差があります。

男女別就業率の推移

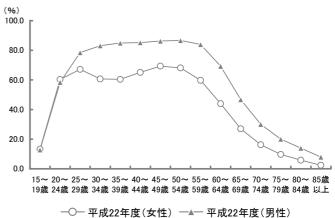


資料:国勢調査

蟹江町の女性の年齢別就業率をみると、M字カーブの落ち込みは徐々に小さくなっています。全国と比較すると、蟹江町の方が各年齢別の就業率がわずかに高い傾向にあります。

女性の年齢別就業率の推移 (蟹江町)

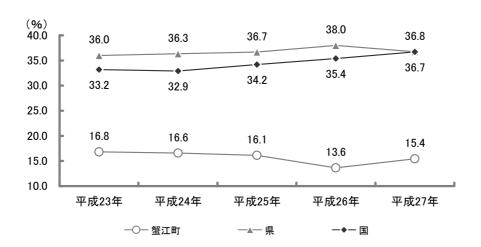
男性・女性の年齢別就業率の推移(全国)



(4) 意思決定・方針決定過程への女性の参画状況

審議会等における女性委員の割合をみると、国や県に比べ蟹江町の割合は低く、平成27年では15.4%となっています。

審議会等における女性委員の割合の推移(蟹江町、県、国)



資料:蟹江町 地方公共団体における男女共同参画社会の形成 又は女性に関する施策の推進状況調査

愛知県 愛知県県民生活部男女共同参画推進課

内閣府 国の審議会等における女性委員の参画状況(全国)

(5) 男女の健康づくりや生活支援の状況について

n

平成23年度

平成24年度

生活保護世帯数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成27年度には192世帯となっています。

(世帯)
250
200
175
182
179
192
150
100
50

生活保護世帯数の推移

資料:蟹江町民生部住民課(各年度4月現在)

平成26年度

平成27年度

母親年齢階級別出生割合の推移をみると、平成26年では、平成25年に比べて20歳代の割合が6.8ポイント減少し、30歳代の割合が6.2ポイント増加しています。

平成25年度

(%) 100.0 2.8 3.6 3.7 3.8 2.9 18.0 22.6 21.6 23.7 23.8 80.0 60.0 36.1 34.7 38.0 35.0 38.7 40.0 31.2 25.7 31.9 29.4 25.1 20.0 9.1 1.7 9.8 1.2 7.9 1.8 6.8 1.2 6.9 1.3 0.0 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 20歳未満 20~24歳 25~29歳 30~34歳 35~39歳 40歳以上

母親年齢階級別出生割合の推移

資料:愛知県衛生年報

2 アンケートから見える現状

(1) アンケート調査の概要

● 調査の目的

「蟹江町男女共同参画プラン」策定にあたっての資料とするために調査を行いました。

● 調査対象

住 民 調 査:蟹江町在住の 18歳から69歳までの方

子育て世帯調査:蟹江町在住の〇歳児から5歳児までの保護者

事業所調査:蟹江町に住所地がある従業員が10名以上の事業所

● 調査期間

平成28年9月9日(金)から9月25日(日)まで

● 調査方法

郵送による調査票の配布・回収

● 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
住 民 調 査	1,997 通	613 通	30. 7%
子育て世帯調査	500 通	221 通	44. 2%
事業所調査	273 通	68 通	24. 9%

(2)アンケート調査の結果

● 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、全体的には"反対"が "賛成"を上回っています。年齢別にみると、60歳以上で"賛成"が多く、46.7%、次いで40歳~49歳で40.5%です。

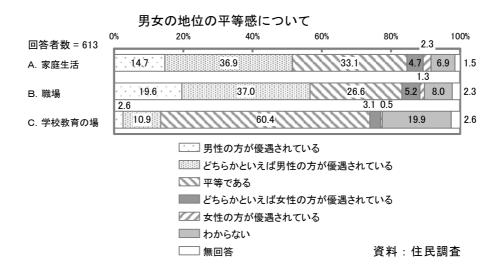
20% 40% 60% 80% 100% 回答者数 = 22.8 11.3 -6.7 -29.7 28.1 全 体 613 24.4 35.4 30.5 7.3 1.2 18~29歳 82 3.9 22.3 27.2 13.6 32.0 1.0 30~39歳 103 9.0 31.5 27.0 19.8 10.8 1.8 40~49歳 111 25.7 28.9 12.5 8.6 23.7 0.7 50~59歳 152 8.0 22.1 17.8 11.0 60~69歳 163 量 賛成 ■■ どちらかといえば賛成 ■ どちらかといえば反対 反対 わからない 無回答 無回答

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について

資料:住民調査

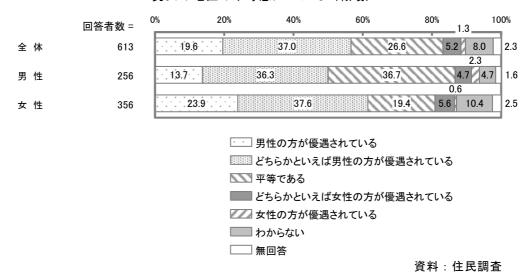
● 男女の地位の平等感について

男女の地位の平等感について、「学校教育の場」で男女平等が進んでいると考えている 人が60.4%と多くなっています。また、「家庭生活」、「職場」では『男性優遇』感が高く なっています。

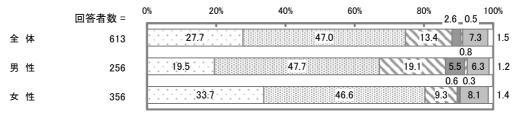


「職場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「社会全体として」では、全体として『男性優遇』感が高くなっており、さらに男女を比較すると、女性で『男性優遇』感が高くなっています。

男女の地位の平等感について(職場)

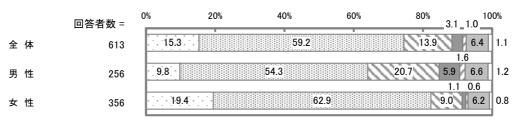


男女の地位の平等感について(社会通念・慣習・しきたりなど)



資料:住民調査

男女の地位の平等感について (社会全体として)



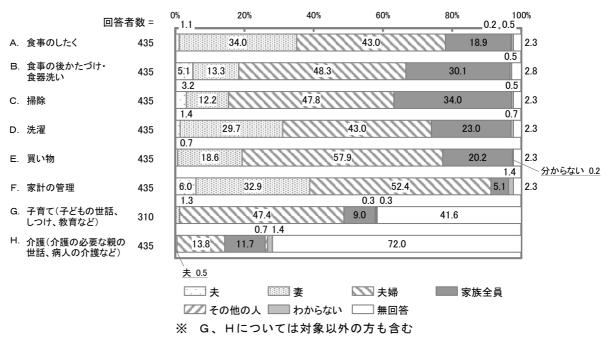
資料:住民調査

● 家庭における役割分担について

望ましい状況では、すべての項目において、「夫婦」が高くなっていますが、実際の状況では子育てを除くすべての項目で「妻」が高くなっています。このことから、家庭における役割分担については、実際の状況と望ましい状況がかけ離れていることが分かります。

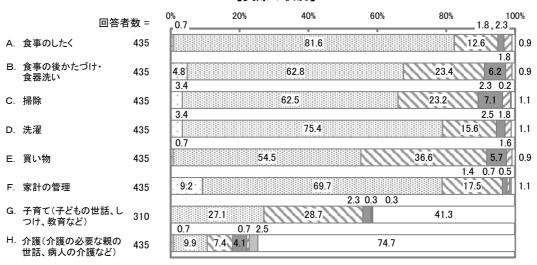
家庭における役割分担について

【望ましい状況】



資料:住民調査

【実際の状況】



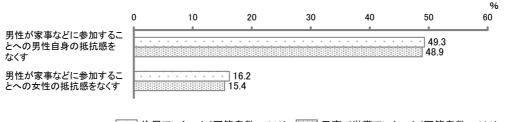
※ G、Hについては対象以外の方も含む

資料:住民調査

● 男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことについて

今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことは、「男性が家事などに参加することへの男性自身の抵抗感をなくす」が住民調査で49.3%、子育て世帯調査で48.9%、「男性が家事などに参加することへの女性の抵抗感をなくす」が住民調査で16.2%、子育て世帯調査で15.4%となっています。

男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に 参加していくために必要なことについて



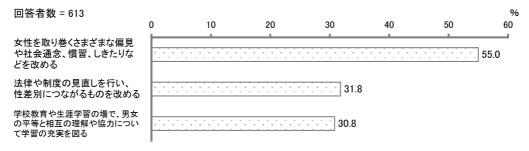
住民アンケート(回答者数 = 613) 開墾 子育て世帯アンケート(回答者数 = 221)

資料:住民調査、子育て世帯調査

● 男女平等のために重要なことについて(基本目標1関連部分)

男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために重要なことについて、「女性を取り巻くさまざまな偏見や社会通念、慣習、しきたりなどを改める」が55.0%、「法律や制度の見直しを行い、性差別につながるものを改める」が31.8%、「学校教育や生涯学習の場で、男女の平等と相互の理解や協力について学習の充実を図る」が30.8%となっています。

男女平等のために重要なことについて



資料:住民調査

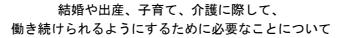
● 男女平等のために重要なことについて(基本目標2関連部分)

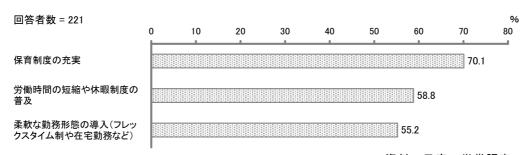
男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために重要なことについて、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図る」が45.0%、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図る」が39.3%となっています。



● 結婚や出産、子育て、介護に際して、働き続けられるようにするために必要なことについて

結婚や出産、子育て、介護に際して、働き続けられるようにするために必要なこととして、「保育制度の充実」が70.1%、「労働時間の短縮や休暇制度の普及」が58.8%、「柔軟な勤務形態の導入(フレックスタイム制や在宅勤務など)」が55.2%となっています。

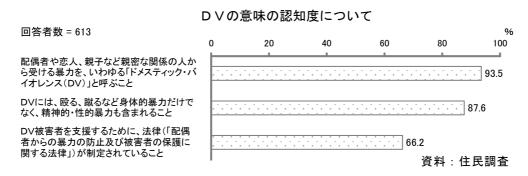




資料:子育て世帯調査

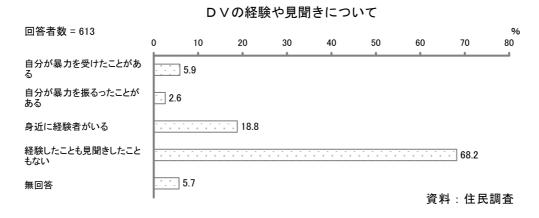
● ドメスティック・バイオレンス(DV)の意味の認知度について

DVの意味の認知度は93.5%で、「DVには、殴る、蹴るなど身体的暴力だけでなく、精神的・性的暴力も含まれること」を知っている人が87.6%、「DV被害者を支援するために、法律(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」)が制定されていること」を知っている人が66.2%です。



● DVの経験や見聞きについて

DVについて、「自分が受けた」が5.9%、「身近に経験者がいる」が18.8%となっています。



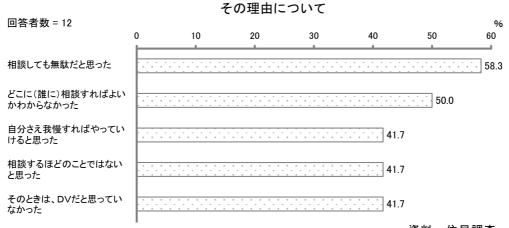
● DVを受けた際にとった行動とその理由について

DVを受けた時「何もしなかった」が33.3%で最も多く、「親や兄弟、親類に相談した」が30.6%、「夫婦(恋人同士)で話し合った」が27.8%となっています。



資料:住民調査

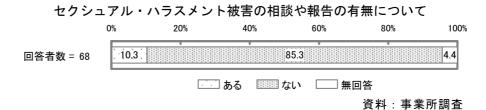
何もしなかった理由として「相談しても無駄だと思った」が58.3%と最も高く、「どこに (誰に)相談すればよいかわからなかった」が50.0%、「自分さえ我慢すればやっていける と思った」、「相談するほどのことではないと思った」、「そのときは、DVだと思っていなかった」が41.7%です。



資料:住民調査

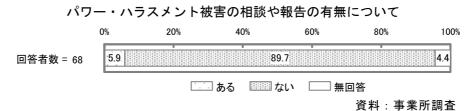
● セクシュアル・ハラスメント被害の相談や報告の有無について

セクシュアル・ハラスメント被害の相談や報告を受けたことが「ある」事業所が10.3% となっています。



● パワー・ハラスメント被害の相談や報告の有無について

パワー・ハラスメント被害の相談や報告を受けたことが「ある」事業所が5.9%となっています。



3 ワーキングでの意見

(1) ワーキングの概要

プランを策定するにあたり、たくさんの方の意見を取り入れるために、町民参加型のワークショップを開催し、『女性も男性も輝くまち』をみんなで考えました。

No	開催日	内容
1	8月8日 (月)	プレワーキング 参加者: 役場職員 計 12名 町の男女共同参画の現状や課題について、3つのテーマごとに話し合いました。 テーマ *男女共に仕事と家庭の両立を図る(ワーク・ライフ・バランスの実現) *女性の安定した雇用促進、再就職の支援など、意欲のある人が誰でも働き続けられる環境づくり *あらゆる暴力をしない、許さない意識の啓発の推進(DV、セクシュアル・ハラスメントなど)
2	10月12日(水)	第1回ワーキング 参加者:町在住・在勤者、役場職員 計27名 男女共同参画を進めていく上での課題について、4つのテーマごと に話し合いました。 テーマ *男女共同参画社会に向けての意識づくり *ワーク・ライフ・バランスの実現 *意欲のある女性が誰でも働き続けられる環境づくり *DV、セクシュアル・ハラスメント等の啓発促進
3	10月24日(月)	第2回蟹江町男女共同参画プラン策定委員会参加者:町男女共同参画プラン策定委員会委員 計9名 男女共同参画を進めていく上での課題について、2つのテーマについて話し合いました。 テーマ
4	11月9日 (水)	第2回ワーキング 参加者:町在住・在勤者、役場職員 計28名 女性も男性も家庭や地域で活躍するためにできることは何だろう? というテーマについて、3つの視点に分かれて話し合いました。 視点 *男女共同参画社会に向けての意識改革 *家庭・地域における男女共同参画の推進 *職場における男女共同参画の推進

ワーキングの様子

















(2) ワーキングからの意見のまとめ

① 意識改革について

- ○女性が家事・育児などをやって当たり前という感覚が男女ともにある。
 - ・女性の気持ちの改革も必要。
 - ・家事=女の役割という意識がある。女性自身も家事をやれないことや男性にさせること に罪悪感があることが多い。
 - ・男性は家事を主体的にやりたくないという意識がある。
 - 男性は家ではあまり家事をやらなくても良いという意識がある。
 - ・女性(妻)は家事を男性(夫)がやるとかえって手間がかかるため、やらせたくない という意識がある。
- ○小さいころからの教育や意識付けが必要。(教師の意識改革も重要。)
- ○職場や家庭で中心となる人物に意識付けをして、家庭・地域・社会に波及させることが 必要。
- ○高齢者の意識改革が必要。
 - ・祖父母の世代で固定的な性別役割分担意識が強い。
- ○三世代同居、地域で子どもを預けられるコミュニティ形成が必要。
- ○社会全体で妊娠、出産、育休に対する真の理解が必要。

② 働く場における男女共同参画

- ○職場の理解が必要。(特に父親の働き方の見直し)
- ○家事・育児・仕事をすべて母親が行うのは難しい。家族の中での理解も必要。
- ○職場環境の見直し。
 - ・長時間労働が問題。仕事の効率化が必要。人事的配慮(業務のフォローなど)、組織、 体制の見直しも必要。
- ○働き方の多様化(在宅ワーク、テレワークなど)を進めることが重要。
- ○男性の育児休業の普及促進。
- ○休みが取りやすい職場の雰囲気づくりが必要。
- ○蟹江町に多い中小企業が達成できる施策が必要。
- ○子どもの放課後の居場所づくりが必要。(トワイライトなど)
- ○病児保育制度等保育サービスの充実が必要。
- ○育児休業後の職場復帰に向けての研修の充実が必要。

③ 安心して暮らせる社会づくり

- ○DVやセクシュアル・ハラスメントについて知らない。
 - ・DVやセクシュアル・ハラスメントについて知らない人が多い。学ぶ機会を増やすことが必要。
 - ・DVかどうかの情報が少ないので自分がDVをしているか分からない。
- ○DVの当事者(の心)の何かが満たされていない(上手くいっていない)問題もある。
- ○被害者には自分の価値を低く思っている人が多い。加害者に依存している部分もある。
- ○DV問題の早期発見・解決には周囲との関わりが必要。
 - ・被害者はコミュニティが狭い傾向がある。
 - ・相談後には早急な対応が必要。
 - ・連携機関が少ない。相談場所が少ない。
 - ・早めに見つけて被害者を加害者から離すのが理想。



プランの基本的な考え方

1 基本理念

本プランにおいては、「第4次蟹江町総合計画」を踏まえ、蟹江町民が性別に関わりなく意欲に応じて活躍できる機会が確保され、あらゆる場面で公平に評価され、責任を分かち合い輝く社会を目指します。そこで、本プランの基本理念を「女性も男性もともに輝くまち かにえ ~ だれもが個性と能力を発揮できる社会へ ~」とし、町民・地域団体・事業者・NPO法人・関係機関等が一体となり男女共同参画を推進します。

〔基本理念〕

女性も男性もともに輝くまち かにえ ~ だれもが個性と能力を発揮できる社会へ ~

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、計画の具体的な方向性を示すため、次の4つの基本目標を掲げ、施策を推進します。

(1) 男女共同参画社会に向けての意識改革

誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、 固定的な性別役割分担意識を解消し、蟹江町に暮らす人が性別に関わりなく多様な生き方 を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成します。

また、すべての人が男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通して 分かりやすい広報・啓発活動を行います。さらに、生涯にわたって意識が醸成されるよう 家庭や地域、学校などのあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進しま す。

(2) 家庭・地域における男女共同参画の推進 ・・・・・

男女がともに、よりよい家庭・地域づくりについて考え行動することは、男女共同参画 社会を実現するための第一歩です。そのため、男女が互いに対等な立場で、家庭生活や地 域活動に積極的に参加できるように支援します。また、地域活動の様々な分野で女性が意 思決定・方針決定過程へ参画できるように環境整備を進めます。さらに、男女共同参画の 視点を取り入れた災害時の支援の充実を図ります。

(3) 男女がともに働きやすい社会づくり

男女共同参画社会の実現のためには、雇用の分野において、男女の平等と働きやすい環境の実現が必要です。法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報等の充実により、男女ともに働きやすい環境整備を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備等に努めます。また、一人ひとりが個性と能力を発揮して働くことができるよう、職場での賃金、待遇、昇進・昇格の機会、仕事の内容などにおける男女差別をなくし、男女ともに安心して働くことが確保される環境づくりを進めます。さらに、社会の様々な分野で「女性の力」が十分に発揮されるよう支援を進めます。

(4) 安全・安心に暮らせる社会づくり

重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス(DV)などに対応するため、DV や各種ハラスメントを許さない社会意識の醸成、相談体制の整備などを行い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、あらゆる分野における男女共同参画社会を推進するためには、生涯を通して健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることが重要です。生涯に渡り男女の健康を支援するとともに、様々な困難に直面する男女に対し、生活の自立と安定のための支援を行います。

そして、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国人など、生活上の困難に陥りやすい人々に対して、相談事業や福祉サービスを提供し、安心して暮らせる環境整備を進めます。さらに、災害時においては、自ら避難することが困難な方に対して支援できる体制づくりを進めていきます。

3 プランの体系

基本理念	基本目標	重点目標
女性も男性も	1 男女共同参画社会に 向けての意識改革	(1)男女共同参画の理解度を高める (2)子どもの男女共同参画への理解を 深める
も男性もともに輝くまち		(1)男性の家庭・地域活動への参加を 促す
神くま	2 家庭・地域における 男女共同参画の推進	(2)地域の様々な活動分野で女性が能力を発揮する機会を増やす
		(3)防災・防犯分野に女性の視点を活かす
かにえら		(1)仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)を推進する
	3 男女がともに働きやすい	(2) 多様なライフスタイルに対応する 子育て支援等を充実させる
だれもが個性	社会づくり	(3) 女性の働く意欲・キャリアアップを 支援する
と能力		(4)女性の発言力を高める
を発揮		(1)あらゆる暴力を根絶する
にと能力を発揮できる社会へ	4 安全・安心に暮らせる 社会づくり	(2) ライフステージに応じた健康づくりを 支援する
会へ((3)人権の尊重と様々な困難を 抱える人々を支援する



プランの内容

基本目標1

男女共同参画社会に向けての意識改革

現状と課題

固定的な性別役割分担意識は、若い世代ほど同感しない人が多い傾向にありますが、社会全体としてはいまだに残っています。そのため、男女共同参画を進めることは女性にとっても男性にとっても暮らしやすくなるという理解を深めていく必要があります。

また、社会制度や慣行の見直しにつながる、身近で実践的な、幅広い世代に分かりやすい い啓発活動を進めていく必要があります。

子どもが固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、個性と能力を発揮し、進路 や生き方を選択できるよう支援するためには、保護者の意識の向上を含め、家庭教育にお ける男女平等や男女共同参画意識の高揚に向けた取組を進めていかなくてはなりません。

また、子どもの頃から男女平等意識を育み、性別に関わらず、個性と能力を発揮できるよう、家庭・保育所・幼稚園・学校における男女平等・男女共同参画の教育をさらに充実させる必要があります。

主体別取組

町民	地域・企業	行政
○男女ともに互いの立場を 尊重し、理解します。 ○家族みんなで家事、育児、 介護を協力して行います。	〇男女ともに働きやすい環境をつくるために、男女 共同参画の意識啓発を進めます。	○男女平等や男女共同参画に 関する理解、認識を深める 広報・啓発を進めます。 ○男女がともに男女共同参画 について学べる場を増やし ます。

※ 主体別取組については、第2回ワーキングを参考に記載しています。

数値目標

評価指標	現状値		目標値
講座等受講後のアンケートで「男女共同参画について の理解が深まった」と回答した人の割合	_	4	70.0%
社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女の地位が 平等と感じる割合	13.4%		15.7%

重点目標1 男女共同参画の理解度を高める

人権の尊重を基盤にした男女平等意識の更なる啓発を進め、固定的な性別役割分担意識の 払拭を図るとともに、お互いの意識改革を促すように広報・啓発活動を推進していきます。 より効果的な意識改革を図るために、各年代に合わせた学習・講座等の場を提供します。 また、役場としても職員の男女共同参画の理解が深まるよう情報や学習の場の提供に努 めます。

主な事業	担当課
男女共同参画に関する広報等による情報提供・啓発の推進	
男女共同参画講座(セミナー)の開設	Th 555 +44 V4 =EB
男女共同参画パネル展の開催	政策推進課
男女共同参画映画会の開催	

重点目標2 子どもの男女共同参画への理解を深める

子どもたちが、自らの意思によって多様な生き方が選択できるように、男女平等・男女 共同参画に対する意識を醸成します。また、知識として理解するだけでなく、実際に体験 することによって、自分らしい生き方を実現する力を養います。これらを推進していくた めに、教職員・保育士などが男女平等の意識を持って子どもたちを指導できるよう支援し ます。

主な事業	担当課
冊子やリーフレットを活用した教育の充実	
男女共同参画に関する行事の開催	±h ≤ ≒⊞
性差別等に関する意識調査の実施	教育課
キャリア教育の推進	

基本目標2

家庭・地域における男女共同参画の推進

現状と課題

地域においては、核家族化や少子高齢化が進み、住民相互の社会的つながりの希薄化などによりその相互扶助機能が弱体化しつつあります。特に男性では、家事や地域活動などに積極的に取り組む意識が低いという現状があります。一方、女性は地域活動への参加率は高いものの、方針決定の場には携わっていないのが現状です。そのため、男性は仕事中心の生活を見直し、家庭や地域活動に積極的に参加する必要があります。また、女性の視点や能力を十分に反映できるよう、女性が地域活動の中心を担えるようにしていく必要があります。男女が協力し、同じ関わりの中で活動することが大切であり、男性と同様に女性の登用を積極的に進める必要があります。

主体別取組

町民	地域・企業	行政
○男性の育児・介護の知識や技術の習得を積極的に行います。 ○男女ともに積極的に地域活動に参加します。	○地域活動における固定的 な性別役割分担意識を変 えていきます。 ○地域などにおいて、男女 等の視点を踏まえた防 災・防犯対策を行います。	○地域における子育て支援事業を充実させます。 ○男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策を推進します。

[※] 主体別取組については、第2回ワーキングを参考に記載しています。

数値目標

評価指標	現状値		目標値
食事のしたくを夫婦で行う人の割合	12.6%	4	45.0%
嘱託員・嘱託補助員における女性の割合	6.2%	7	10.0%

重点目標 1 男性の家庭・地域活動への参加を促す

男性の家庭における固定的な性別役割分担意識を変えることで、従来の仕事中心の生き 方ではなく、育児や介護など家庭内の仕事について責任を分かち合うことができるよう、 男性の学校行事等への参加や育児・介護への参加を働きかけ、理解の促進を図るために知 識や技術の習得を支援します。

主な事業	担当課	
男性だけの健康づくり教室「男組」の開催	高齢介護課	
イクメン応援キャラバン隊の開催	子育て推進課	
土曜日の保育所・児童館行事の開催		
乳幼児健診への参加促進	7.4 C + + + + + + = E	
パパママ教室への参加促進	健康推進課	
父親向け子育て教室の開催	生涯学習課	

重点目標2 地域の様々な活動分野で女性が能力を発揮する機会を増やす

地域の多様な活動分野に女性が参画するために、地域の子育て支援を充実させ、育児との両立を支援するとともに、女性自身の意識向上を図ります。

主な事業	担当課
ファミリー・サポート・センター事業の充実	
プレママサロンの開催	子育て推進課
土曜日の保育所・児童館行事の開催 【再掲】	
パパママ教室への参加促進 【再掲】	健康推進課

重点目標3 防災・防犯分野に女性の視点を活かす

防災・防犯分野の活動へ女性の積極的な参画を推進し、男女で異なる被災時の支援ニーズに配慮するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策を推進します。

主な事業	担当課	
児童・母親向けの防犯教室の開催		
防災会議への女性委員の登用	安心安全課	

基本目標3

男女がともに働きやすい社会づくり

現状と課題

すべての人が多様な働き方を選択できるよう、「働き方の見直し」を促進するとともに、 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識といった社会風潮を見直し、子育てや介護と 仕事が両立できるような環境づくりを総合的に進めていく必要があります。

男女ともに働きやすい環境を整えるためには、ワーク・ライフ・バランスの推進とともに、経営者や職場の理解が不可欠となります。また、「女性活躍推進法」に基づき、子育て中などで就業を一時中断している女性の公正な職場復帰、再就職や起業など、個人の意欲と能力が活かされる環境づくりを進め、女性の活躍を推進していくことが重要です。また、女性が持てる力を十分に発揮できるよう、研修等による人材育成が求められています。

男女がともに社会に参画していくためには、子育ての負担感や、子育てと仕事を両立することへの負担感を緩和し、安心して子育てができるよう保育サービスをはじめとする子育て支援サービスの充実に努める必要があります。企業などに対しては、賃金、待遇、昇進・昇格の機会、仕事の内容などの男女差別をなくし、性別に関わらず、働きやすい職場づくりを進めていくよう情報提供や支援をする必要があります。

町の審議会等における女性の参画を積極的に進め、女性・男性の双方の視点に立って町 政を考えていく必要があり、審議会等へのさらなる女性登用を推進するとともに、女性委 員がいない審議会等を解消する必要があります。

主体別取組

町民 地域・企業 行政 ○育児と仕事を両立してい ○家庭において、家事・育児・ ○事業者等は、長時間労働 けるよう子育て支援体制 介護などを家族で協力して の抑制など、ワーク・ラ の充実を図ります。 イフ・バランスに配慮し 行います。 ○事業主に対して男女雇用機 た職場環境をつくりま 〇子育てサービスや介護サ 会均等法をはじめとする労 す。 ービスなどについてよく 働関連法令の情報提供を行 理解し、活用します。 ○事業者等は、多様な就業 い、周知を図ります。 ニーズに柔軟に対応した 〇能力開発や職業能力取得 〇女性が能力を十分に発揮 就業環境をつくります。 に関する情報を積極的に できるように、研修などへ ○事業者等は、管理職への 入手し、活用します。 の参加を促したり、情報提 ○女性は、審議会等の意思決 女性の登用を積極的に進 供などを行います。 めます。 定や方針決定過程の場へ、 ○審議会等への積極的な女 積極的に参画します。 性の登用を推進します。

※ 主体別取組については、第2回ワーキングを参考に記載しています。

数値目標

評価指標	
役場職員(一般職)における女性管理職の割合	
町内事業所における女性管理職の割合	
役場職員における男性の育児休業取得率	
町内事業所における男性の育児休業取得率	
町の審議会等の女性委員の割合	
ワーク・ライフ・バランスの認知度	

現状値		目標値
2.5%	•	11.0%
2.6%		10.0%
0%		3.0%
0%		2.0%
15.4%		25.0%
36.2%		50.0%

重点目標 1 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) を推進する

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男性中心型労働慣行を見直し、男女がともに働きながら子育てや介護に関われるよう意識改革や相談支援体制などの充実に努めます。

主な事業	担当課
年次有給休暇取得促進の広報	ふるさと振興課・総務課
介護に関する相談体制の充実	高齢介護課

重点目標2 多様なライフスタイルに対応する子育て支援等を充実させる

町内の企業や労働者に対して育児休業や介護休業の取得の促進を図るとともに、男女が平等に安心して働ける職場づくりを推進します。また、保護者の多様な雇用形態に対応するため、保育サービスの充実を図り、子育てと仕事が両立できるよう支援します。

さらに、蟹江町が率先して、男女の育児休業取得に取り組み、町内の企業の育児休業取得率向上につなげます。

主な事業	担当課	
役場男性職員の育児休業取得の推進	総務課	
延長保育事業の充実		
一時保育事業の充実	フ夲ケ州仏部	
病児保育事業の推進	- 子育て推進課 - -	
学童保育事業の充実		

重点目標3 女性の働く意欲・キャリアアップを支援する

女性の活躍を推進するため、出産・育児で仕事を中断していた女性を対象とした再就職 準備セミナーや自分の個性やキャリアを活かして起業をめざす女性に対する情報提供な どを行います。また、女性がよりよい条件で働けるように、労働条件に関する情報提供と 就労支援に努めます。

主な事業	担当課
女性のための再就職相談窓口案内の広報	ふるさと振興課

重点目標4 女性の発言力を高める

意思決定・方針決定過程への女性の参画を進めるため、町の審議会等への女性の参画状況を調査するとともに、人材育成を積極的に実施した上で審議会等への積極的な女性の登用を進めていきます。

主な事業	担当課
審議会等への女性の登用促進(人材育成)	全課
役場における管理的地位への女性職員の登用	総務課

基本目標4

安全・安心に暮らせる社会づくり

現状と課題

ドメスティック・バイオレンス(DV)は、正しい知識の普及が必要であり、「どのような暴力も絶対に許さない」という機運の醸成が求められています。また、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどは、個人の尊厳を傷つける社会的に許されない人権侵害であり、これらの防止についても町民の認識を高めるため、情報提供や意識啓発を行う必要があります。さらに、相談機関の周知や情報提供の充実を図るとともに関係機関が有機的に連携し、安心して相談できる体制づくりを進める必要があります。

男女が互いの身体的機能を十分に理解し、人権を尊重しつつ相手に対して思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現のために重要なことです。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康/権利)の視点から、子どもを産む・産まないということを自由に決めることができるよう支援する必要があるとともに、女性の生涯を通じた健康維持のための支援が必要です。

高齢期になっても男女が、健やかに自立した生活を送るためには、生きがい活動や介護 予防の充実を図るとともに、社会活動などへの参加を働きかけていく必要があります。ま た、高齢者の虐待や消費者被害など、高齢者の人権侵害の問題に対して相談窓口の充実を 図るとともに、多様化する犯罪手口を知らせるなど、高齢者への注意喚起や被害の未然防 止に向けた取組が必要です。

障がいがある方に対しては、そのニーズに配慮しつつ、社会への参加や就労を支援する ためのサービスの利用を促進し、また、地域で自立した生活を送り、自分らしい生き方が できるよう支援していく必要があります。

ひとり親家庭の生活の安定と質の向上を図るためには、きめ細やかなサービスを提供していくとともに、自立した生活を営むことができるよう、就労支援や経済支援の充実に努めるほか、日常生活で困った時、悩みなどを抱えた時に気軽に相談できる体制を整える必要があります。

外国人の方が安心して生活できるよう、男女共同参画や多文化共生の視点を取り入れ、 互いに思いやりを持って関係づくりを図っていくことが必要です。

災害時においては、自ら避難することが困難な方に対して支援していく必要があります。

主体別取組

町民	地域・企業	行政
○困った時は、まず身近な相談のでは相談します。	○地域で支援が必要な高齢者や障がい者、ひとり親家庭などの見守り、声かけをします。	○高齢者や障がい者、ひとり親家庭などが安全、安心に暮らしていけるよう支援します。
○あらゆる暴力は人権を侵害する行為であり、犯罪であることを認識します。	○暴力を受けた被害者が安心て相談できる体制をつくります。	○あらゆる暴力を予防するための啓発活動を充実させます。
○心身の健康と命の尊さを自覚し、ライフサイクルに応じた健康づくりに取り組みます。	○事業者等は、ハラスメントの防止に取り組みます。	○男女が、それぞれの健康状態に応じて適切な自己管理ができるよう、健康意識を高め、各種健康診査等の受診を推進します。

※ 主体別取組については、第2回ワーキングを参考に記載しています。

数値目標

評価指標	現状値		目標値
子宮がん検診の受診率	8.7%		36.2%
乳がん検診の受診率	10.6%	7	36.9%
DVについての相談窓口の認知度	62.8%		80.0%

重点目標1 あらゆる暴力を根絶する

暴力は、身体的・心理的を問わず、基本的人権をおびやかし、被害を受けた人に深刻な影響を及ぼします。配偶者などからの暴力(DV)をはじめ、ハラスメント、性犯罪等、あらゆる暴力を予防するために、町民の認識を高める意識啓発や予防啓発を行います。

また、被害者が安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるよう総合的な支援体制を整備します。

主な事業	担当課
ストップDV啓発事業の推進	子育て推進課
こころの相談・DV啓発事業の推進	健康推進課

重点目標2 ライフステージに応じた健康づくりを支援する

妊娠・出産期における心身の健康を支援するための健康診査や検診の充実を図るとともに、女性特有の疾病の予防に努めます。また、思春期や更年期などライフステージに応じた健康支援を行っていくために、年代に応じた健康相談や健康診査、検診の充実を図っていきます。

主な事業	担当課
介護予防事業の充実	高齢介護課
女性のがん検診の推進	健康推進課
産後の健康維持・増進教室の開催	生涯学習課

重点目標3 人権の尊重と様々な困難を抱える人々を支援する

高齢者や障がい者、そしてその家族が、住み慣れた地域の中で、安心して、安全に暮らし続けていくために、在宅生活の支援等きめ細やかな福祉サービスの充実を図っていきます。また、ひとり親家庭の生活の安定と質の向上を図るため、きめ細かなサービスを提供していくとともに、就労支援や経済支援の充実に努めます。外国人を含む町民の方が日常生活で困ったことや悩みなどを抱えた時に気軽に相談できる体制づくりを進めていきます。災害時においては、自ら避難することが困難な方に対して支援できる体制づくりを進めていきます。さらに、様々な困難を抱える人々やその支援者が町の政策決定の場に参画することで、当事者としての意見を施策に反映できるよう努めます。

主な事業	担当課	
生活困窮者等への支援・相談事業の推進	住民課	
災害時避難行動要支援者への支援	性风味	
母子・父子福祉事業の充実	保険医療課	
介護に関する相談体制の充実 【再掲】	高齢介護課	
プレスクール指導者養成講座の開催		
遺児手当の充実	子育て推進課	
障がい者の相談支援の充実		
ひとり親家庭への支援	子育て推進課・健康推進課	



プランの推進

1 協働による計画の推進

男女共同参画を推進するため、各施策の立案から実施まで、男女共同参画の視点を取り入れ、問題や改善すべき点を共有し実行します。また、町民の意見や生活環境の変化に対応していくために、国・県・その他関係機関等と連携し、計画の推進を図ります。

町は、率先して男女共同参画社会実現のために課題に取り組む必要がありますが、男女 共同参画の意識を醸成するためには、町民・地域団体・事業者・NPO法人・関係機関等 が一体となって取り組むことが重要です。町は、様々な機会を通じ、町民等へ情報提供や 意識啓発を行い、相談支援体制を充実させ、一丸となって男女共同参画を推進します。女 性の活躍推進のために社会全体で取り組むべきワーク・ライフ・バランスの推進に関して は、町内事業者等との連携を密にし、推進体制を構築していきます。

2 計画の推進体制と評価

本プランにおいて位置付けた各施策を着実に推進するため、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、年度ごとに「Plan(計画)」「Do(実施)」「Check(評価)」「Action(改善)」のサイクルで事業の進捗管理を行います。

プランに位置付けられる施策については、「蟹江町男女共同参画推進委員会」でプランの進捗状況と施策の効果等を検証・評価するとともに、社会情勢の変化などに応じて実施 方法などを見直していきます。

また、プランの見直しに合わせて、アンケート調査を実施します。さらに、各部署による事業の評価、施策の調整、進行管理を行い、より良い取組を推進していきます。

参考資料

1 数値目標一覧

基本目標1 男女共同参画社会に向けての意識改革				
評価指標	現状値(H28 年度)	目標値 (H33 年度)		
講座等受講後のアンケートで「男女共同参画についての 理解が深まった」と回答した人の割合	_	70.0%		
社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女の地位が平 等と感じる割合	13.4%	15.7%		
基本目標2 家庭・地域における男女共同参画の推進				
評価指標	現状値(H28 年度)	目標値 (H33 年度)		
食事のしたくを夫婦で行う人の割合	12.6%	45.0%		
嘱託員・嘱託補助員における女性の割合	6.2%	10.0%		
基本目標3 男女がともに働きやすい社会づくり				
評価指標	現状値(H28 年度)	目標値 (H33 年度)		
役場職員(一般職)における女性管理職の割合	2.5%	11.0%		
町内事業所における女性管理職の割合	2.6%	10.0%		
役場職員における男性の育児休業取得率	0%	3.0%		
町内事業所における男性の育児休業取得率	0%	2.0%		
町の審議会等の女性委員の割合	15.4%	25.0%		
ワーク・ライフ・バランスの認知度	36.2%	50.0%		
基本目標4 安全・安心に暮らせる社会づくり				
評価指標	現状値(H28 年度)	目標値 (H33 年度)		
子宮がん検診の受診率	8.7%	36.2%		
乳がん検診の受診率	10.6%	36.9%		
DVについての相談窓口の認知度	62.8%	80.0%		

2 主な事業一覧

基本目標1 男女共同参画社会に向けての意識改革

重点目標1 男女共同参画の理解度を高める				
	主な事業	担当課		
	男女共同参画に関する広報等による情報提供・啓発の推進			
	男女共同参画講座(セミナー)の開設	 政策推進課		
	男女共同参画パネル展の開催	以宋任廷禄		
	男女共同参画映画会の開催			
重织	点目標2 子どもの男女共同参画への理解を深める			
	主な事業	担当課		
	冊子やリーフレットを活用した教育の充実			
	男女共同参画に関する行事の開催	教育課 教育課		
	性差別等に関する意識調査の実施			
	キャリア教育の推進			

基本目標2 家庭・地域における男女共同参画の推進

重点目標1 男性の家庭・地域活動への参加を促す			
主な事業	担当課		
男性だけの健康づくり教室「男組」の開催	高齢介護課		
イクメン応援キャラバン隊の開催	フ		
土曜日の保育所・児童館行事の開催	- 子育て推進課 		
乳幼児健診への参加促進	健康推進課		
パパママ教室への参加促進	健療推進床		
父親向け子育て教室の開催	生涯学習課		
重点目標2 地域の様々な活動分野で女性が能力を発揮する機会を増やす			
主な事業	担当課		
ファミリー・サポート・センター事業の充実			
プレママサロンの開催	子育て推進課		
土曜日の保育所・児童館行事の開催 【再掲】			
パパママ教室への参加促進 【再掲】	健康推進課		
重点目標3 防災・防犯分野に女性の視点を活かす			
主な事業	担当課		
児童・母親向けの防犯教室の開催	 - 安心安全課		
防災会議への女性委員の登用	火心又主味		

基本目標3 男女がともに働きやすい社会づくり

重点目標1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する				
	主な事業	担当課		
	年次有給休暇取得促進の広報	ふるさと振興課・総務課		
	介護に関する相談体制の充実	高齢介護課		
重	点目標2 多様なライフスタイルに対応する子育て支援等	を充実させる		
	主な事業	担当課		
	役場男性職員の育児休業取得の推進	総務課		
	延長保育事業の充実			
	一時保育事業の充実	子育て推進課		
	病児保育事業の推進			
	学童保育事業の充実			
重	点目標3 女性の働く意欲・キャリアアップを支援する			
	主な事業	担当課		
	女性のための再就職相談窓口案内の広報	ふるさと振興課		
重	点目標4 女性の発言力を高める			
	主な事業	担当課		
	審議会等への女性の登用促進(人材育成)	全課		
	役場における管理的地位への女性職員の登用	総務課		

基本目標4 安全・安心に暮らせる社会づくり

重点目標1 あらゆる暴力を根絶する				
主な事業	担当課			
ストップDV啓発事業の推進	子育て推進課			
こころの相談・DV啓発事業の推進	健康推進課			
重点目標2 ライフステージに応じた健康づくりを支援する				
主な事業	担当課			
介護予防事業の充実	高齢介護課			
女性のがん検診の推進	健康推進課			
産後の健康維持・増進教室の開催	生涯学習課			
重点目標3 人権の尊重と様々な困難を抱える人々を支援す	る			
主な事業	担当課			
生活困窮者等への支援・相談事業の推進	 住民課			
災害時避難行動要支援者への支援	1			
母子・父子福祉事業の充実	保険医療課			
介護に関する相談体制の充実 【再掲】	高齢介護課			
プレスクール指導者養成講座の開催				
遺児手当の充実	子育て推進課			
障がい者の相談支援の充実				
ひとり親家庭への支援	子育て推進課・健康推進課			

3 策定経過

月日	項目	会場	議題・内容等
平成 28 年 8月8日 (月)	プレワーキング	役場庁舎	*男女共に仕事と家庭の両立を図る(ワーク・ライフ・バランスの実現) *女性の安定した雇用促進、再就職の支援等、意欲のある人が誰でも働き続けられる環境づくり *あらゆる暴力をしない、許さない意識の啓発の推進(DV、セクシュアル・ハラスメント等)
8月24日(水)	第1回 策定委員会	役場庁舎	*蟹江町男女共同参画プランの策定に向けた概要 *アンケート調査の概要 *意見交換 ◇男女共同参画を推進するために重要なことはなにか
9月9日(金)~ 9月25日(日)	アンケート	_	*住民(18~69歳/1,997人) *子育て世帯(0歳児から5歳児までの保護者/500人) *事業所(従業員が10名以上の事業所/273社)
10月12日(水)	第1回 ワーキング	希望の丘 広場	*男女共同参画を進めていくうえでの課題を考える ◇男女共同参画社会に向けての意識づくり ◇ワーク・ライフ・バランスの実現 ◇意欲のある女性が誰でも働き続けられる環境づくり ◇DV、セクシュアル・ハラスメント等の啓発促進
10月24日(月)	第2回 策定委員会	役場庁舎	*愛知県の重点目標ごとにみる蟹江町の課題 *計画の体系(基本目標・基本施策)の検討 *意見交換 ◇意欲のある女性が誰でも働き続けられる環境づくりと ワーク・ライフ・バランスの実現 ◇男女共同参画社会に向けての意識づくり
11月9日 (水)	第2回 ワーキング	中央公民館	*女性も男性も家庭や地域で活躍するためにできることは何だろう? ◇男女共同参画社会に向けての意識改革 ◇家庭・地域における男女共同参画の推進 ◇職場における男女共同参画の推進
12月19日(月)	第3回 策定委員会	役場庁舎	*蟹江町男女共同参画プラン(案)
平成 29 年 1月 23 日 (月)	第4回 策定委員会	役場庁舎	*蟹江町男女共同参画プラン(案)
1月25日(水) ~2月9日(木)	パブリック コメント	_	*公式ホームページにおいて意見募集
3月1日 (水)	3月定例議会 全員協議会	役場庁舎	*男女共同参画プランの策定状況と内容
3月17日(金)	男女共同参画 プランの公表	_	*男女共同参画プランを公表

4 策定委員会の設置

蟹江町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 蟹江町における男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する 市町村男女共同参画計画(以下「男女共同参画プラン」という。)の策定に当たり、幅広い分野から の意見を聴取するため、蟹江町男女共同参画プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置す る。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 男女共同参画プランの策定に関すること。
 - (2) その他男女共同参画プラン策定に関し必要なこと。

(委員会)

- 第3条 委員会は、委員10人以内及び役場の幹部職員をもって構成する。
- 2 委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員会には、町長が委員の中から指名する委員長を置く。
- 4 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、町長又は町長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

- 第4条 委員は、学識経験者、町関係団体、住民団体、学校関係者等の中から、優れた識見を有する者 を町長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、第1回委員会招集の日から平成29年3月31日までとする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 委員会の庶務は、政策推進室政策推進課において処理する。

(補足)

(庶務)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月25日から施行する。

5 策定委員会委員等名簿

<委員> (敬称略)

氏 名	所属	備考
功刀由紀子	愛知大学地域政策学部教授	委員長
能島 頼子	修文大学看護学部講師	
芝 仁繁	蟹江町嘱託員会会長(源氏才勝区長)	
安井 朝夫	人権擁護委員	
寺西 功	蟹江町PTA連絡協議会会長	
山田 久子	蟹江町婦人会会長	
柴田由美子	蟹江町立蟹江小学校教頭	
北島奈穂子	株式会社穂香代表取締役	
飯田祟比古	株式会社澤屋代表取締役	
小川 涼子	NPO法人にこにこママネットワーク会員	
河瀬 広幸	副町長	
石垣 武雄	教育長	
岡村 智彦	政策推進室長兼課長	
江上 文啓	総務部長	
橋本 浩之	民生部長	
志治 正弘	産業建設部長	
黒川静一	教育部次長兼課長	
伊藤 彰浩	総務部主幹	愛知県職員
寺西 隆雄	ふるさと振興課長	
浅野 幸司	総務課長	
鈴木 敬	住民課長	
寺西 孝	子育て推進課長	
寺本 直美	保育所長代表	
伊藤 保光	生涯学習課長	

<事務局>

/ T 1/1	T 10/10/					
氏	名	所属	備考			
北條	寿文	政策推進課課長補佐				
藤下	真人	政策推進課係長				
川杉	少也奈	政策推進課主事				

6 用語解説

ア行

[M字カーブ]

日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になること。結婚や出産を機に労働市場から離れる女性が多く、子育てが一段落すると再び就職するという特徴があるためにこのような形になります。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

力 行

[固定的な性別役割分担意識]

「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識のことをいいます。また、「男らしさ、女らしさ」を求めることも、この固定的な性別役割分担意識に基づく男女それぞれの役割への期待が反映されているといわれています。

サ行

〔審議会等〕

地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく地方公共団体の審議会等のことをいいます。

く参考>

国では、平成32年(2020年)までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の40%未満とならない状態(女性委員の割合が40%以上60%以下)を目指すとしています。

[セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)]

相手の意に反した性的な発言や言動で、相手の性と人格の尊厳を損ない、意欲や能力の発揮を妨げ、良好な人間関係の形成を阻害する行為のことです。男女雇用機会均等法の改正で、職場のセクシュアル・ハラスメント防止のため、事業主には雇用管理上の配慮義務が課せられています。

タ行

[男女共同参画社会]

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、また、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができて、共に責任を担うべき社会のことです。

〔男女平等〕

本計画における「男女平等」とは、日本国憲法第14条第1項「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」にあるような法律の下での平等を指します。

[男性中心型労働慣行]

勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間労働や転勤を当然とする男性正社員を前提とした働き方、及び家計補助的な非正規雇用などを特徴とする既婚女性の働き方のことをいいます。

[DV(ドメスティック・バイオレンス)]

配偶者や恋人、親子などの親密な関係の人から受ける暴力のことです。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力(生活費を渡さないなど)、社会的暴力(交友の制限など)も含まれます。

ハ行

[パワー・ハラスメント]

地位や権力(パワー)を利用し、嫌がらせをすること。例えば、職場の上司が部下に対し、言葉や行動で継続的に部下の人格や尊厳を傷つける行為を行った結果、働く意欲を低下させたり、職場にいづらくさせるなどの不利益を与えることを言います。うつ病などメンタルヘルスの不調を引き起こす原因となることもあります。

ラ行

[ライフスタイル]

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のことを指します。

[ライフステージ]

出生・就学・就職・結婚・出産・子育て・退職などの年齢に伴って変化する生活段階のこと を指します。

[リプロダクティブ・ヘルス/ライツ]

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)は、生殖の過程に疾病がないということではなく、身体的・精神的・社会的に良好な状態のことです。また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利のことです。

ワ行

[ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)]

職場中心のライフスタイルではなく、職場・家庭・地域のバランスの取れたライフスタイルのことです。ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が実現した社会とは、一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会であり、だれもが仕事、子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開でき、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらします。

7 関連法

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号 同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条一第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に 対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわ りなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な 課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 - 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社 会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、 経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を 形成することをいう。
 - 二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。 (男女の人権の尊重)
- 第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公 共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会 が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

- 第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有している ことにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。 (国の青務)
- 第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 (地方公共団体の責務)
- 第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び 実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上 又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。 (年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を 図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本 計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、 閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画 基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。 (都道府県男女共同参画計画等)
- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同 参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ー 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、 又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。 (国民の理解を深めるための措置)
- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。 (苦情の処理等)
- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する 調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を 推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社 会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命 する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し 必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参 画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議 会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなさ れる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期 間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参 画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、 この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は 同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみな す。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 略
 - 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十 条の規定 公布の日

(委員等の仟期に関する経過措置)

- 第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会 長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員 その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
 - 一から十まで 略
 - 十一 男女共同参画審議会
 - 十二以下 略

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過 措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一以下 略

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

日次

第一章 総則(第一条一第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十四条)

第三節 特定事業主行動計画(第十五条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条―第二十五条)

第五章 雜則(第二十六条—第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条一第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に 関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。 (国及び地方公共団体の責務)
- 第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての 基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業 生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的 な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活に おける活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」 という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県 推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に 関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努め るものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したとき は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍 の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、 次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動 計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主 行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更 したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生 労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければなら ない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生 労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、 一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策 定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労 働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。 (基準に適合する一般事業主の認定)
- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。(認定一般事業主の表示等)
- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」 という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書 類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に 厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条 の認定を取り消すことができる。
 - 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認める ときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六 条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとす る者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規 定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二 十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する 者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について 報告を求めることができる。
- 第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

- 第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員 に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業 生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業 生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を 営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活に おける活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (職業指導等の措置等)

- 第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、 職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関 係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な 理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 (財政上の措置等)
- 第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援する ために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。 (国等からの受注機会の増大)
- 第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。 (啓発活動)
- 第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。 (情報の収集、整理及び提供)
- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外に おける女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供 を行うものとする。

(協議会)

- 第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成 員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その 旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由な く、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

- 第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。 (政令への委任)
- 第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

- 第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 - ー 第十八条第四項の規定に違反した者
 - 二 第二十四条の規定に違反した者
- 第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に 処する。
 - 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
 - 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従 わなかった者
 - 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反し た者
- 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十条第二項の規定に違反した者
 - 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をした者
 - 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の 陳述をした者
- 第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人 又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を 罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下 の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り 得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかか わらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条 の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、 なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。 (政令への委任)
- 第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過 措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

蟹江町男女共同参画プラン (ジョン) 平成 29 年 3 月

作成·発行/蟹江町

所 在 地/〒497-8601

愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

電 話 番 号/0567-95-1111 (代)

ホームページ/http://www.town.kanie.aichi.jp/

編 集/蟹江町役場政策推進室政策推進課